

第26期火災予防審議会総会 開催結果

1 日 時

令和7年3月10日(月) 15時00分から16時04分まで

2 場 所

東京消防庁本部庁舎7階特別会議室

3 出席者(敬称省略:五十音順、下線はリモート参加)

(1) 委 員

飯泉 洋、池上 三喜子、池畠 由華、糸井川栄一、伊村 則子、梅本 通孝、大宮 喜文、大佛 俊泰、加藤 孝明、佐古 慎一、白取 貴幸、高橋 明子、玉川 英則、中原 修、中山 信行、野口 貴文、長谷見 雄二、平田 京子、藤野 珠枝、古川 容子、細川 直史、水野 雅之、村田 明子、諸田 知直、横山 和司、吉岡 英樹、渡辺 剛英 (計27名)

(2)東京消防庁関係者

消防総監、防災部長、予防部長、参事兼防災安全課長、参事兼予防課長、震災対策課長、警防副参事(警防担当)、予防部副参事(予防技術担当)、防災調査係長、予防対策担当係長、係員7名 (計17名)

4 議 事

(1) 答申(案)説明

ア 人命安全対策部会

イ 地震対策部会

(2) 質疑

5 資料一覧

資 料1 人命安全対策部会 答申書(案) 説明用資料

「安全・安心で持続可能な東京の実現に向けた、長期にわたり使用され、又は使用形態が多様化する防火対象物に対する防火安全対策」

資 料2 地震対策部会 答申書(案) 説明用資料

「多様化するライフスタイルと居住形態の変化を踏まえた地震時の自助・共助対策」

資 料3 人命安全対策部会 答申書(案)

資 料4 地震対策部会 答申書(案)

6 議事速記録

【事務局】

それでは、定刻となりましたので始めさせていただきます。ただいまから火災予防審議会総会を開催いたします。本日はお忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。開会に当たり、本総会の定足数についてご説明をさせていただきます。

本総会は、委員定数38名のところ、本日、半数以上の27名の委員が出席をされております。定足数が得られていることをこの場でご報告させていただきます。

また、本日の資料につきましては、会議次第とパワーポイントの印刷物の2種類、人命安全対策部会につきましてはピンク色のフラットファイル、地震対策部会につきましてはオレンジ色のフラットファイルでとじさせていただきます。不備等がございましたら、大変恐縮ですが、事務局までお申しつけください。

それでは、これより審議に移らせていただきます。議事進行につきましては、議長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【議長】

それでは、議事に入ります。よろしくお願いいたします。今回は、都知事からの諮問に対する答申(案)の採決を行うことであります。諮問事項は2つございます。

1つは「安全・安心で持続可能な東京の実現に向けた、長期にわたり使用され、又は使用形態が多様化する防火対象物に対する防火安全対策」であり、もう1つは「多様化するライフスタイルと居住形態の変化を踏まえた地震時の自助・共助対策」でございます。諮問がなされたのは令和5年7月12日であります。これらの諮問について人命安全対策部会と地震対策部会の2つの部会を設けて調査・審議を行い、その結果、答申案として本日の総会に提出することになりました。

これより、人命安全対策部会の答申案の概要を人命安全対策部会長に、また、地震対策部会の答申案の概要を地震対策部会長に説明していただきます。それでは、人命安全対策部会長、よろしくお願いいたします。

【人命安全対策部会長】

それでは、これまで検討してまいりました内容につきましてご紹介をさせていただきます。諮問事項は、「安全・安心で持続可能な東京の実現に向けた、長期にわたり使用され、又は使用形態が多様化する防火対象物に対する防火安全対策」ということでございまして、こちらの諮問に対しまして課題を3つ定めて検討を進めてまいりました。

まず1つ目「これからの時代にふさわしい防災センターのあり方や自衛消防体制のあり方」、2つ目が「無人や少人数で管理・運営する施設の防火管理のあり方」につきまして、こちらは「関係者不在施設」と短く呼ばせていただくことがあろうかと思います。3つ目が「新しい使用形態を有する施設等の防火安全対策」ということで、具体的には、オールスタンディング形式の客席基準ということで、そういう場所での規定のあり方ということになります。

最初の「これからの時代にふさわしい防災センターのあり方」ということですが、こちらは課題の前に背景からお話ししますと、人口減少ということで人材不足が生じている中で、どのようにして防災センターの人員を確保すればいいのか、というか、人員確保よりはむしろそれに代替するものを備えていかなければいけないのか、というのがありますが、ただ、防災センター自体は常時監視が義務づけられているという場所でございます。このような人口減の中で常時監視が義務づけられている防災センターはどうあるべきかということが、問題として上がってまいりました。

課題をもう少し簡単にするべく、2つの課題に分けて考えるということで。ただ、現行と同等基準の安全性を確保した上で合理化を図れないか、ということを検討しました。1つ目の課題が、防災センター要員の活動をデジタル技術等で代替できないかということです。2つ目が、その防災センターで行うべき業務を遠隔監視場所でできないか、ということの検討です。

このスライドには、課題1に関する検討内容が具体的に書かれています。まず、上で申し上げました「防災センター要員が行っている業務のデジタル技術等での代替」ですが、まず、デジタル技術としてどういうものが利用できるのかを調査しました。その技術を用いて実際に自衛消防活動ができるかどうかを検証いたしました。この写真にありますように、カメラ等を実際につけて、実際の消火活動に当たっていただくための行動を行っていただきました。その結果、デジタル技術に代替することが可能であることを検証して、具体的には、デジタル技術を使うことによって防災センター要員の活動時間が短縮します。それから、課題も分かりました。実は、想定されていない新技術というのがこれから出てくるかと思いますが、そういうものにも柔軟に対応できるような制度設計を行う必要があるということ。それから、デジタル技術を含めた実効性の確認のため、定期的に再検証を行っていく必要がある、という課題も上がってきています。

続きまして、課題2のほうの検討の内容ですが、こちらは、ほかの消防本部で、この防災センター要員が不在というような場所の遠隔監視を行っているようなところもございまして、そちらの調査をまずは行う、といったようなことを行って、その結果に基づいて、図にありますように、フェーズ2、3という分け方で、まずフェーズ2から導入し、フェーズ3。フェーズ2は「現行の基準の中でもやれそうなこと」ということで、現行法令の範囲で可能なこと。将来、フェーズ3というのが実際にやれるかも、ということも検討はしています。その中でフェーズ2につきましては、特にハイブリッド型と駆付け型という2つ、パターンの2、3に関しましては、具体的にどのような形で遠隔監視場所において業務が行えるかということ、それから、監視対象物の防災センター要員をどのようにして省略できるか、という検討を行っています。

結果としては、右のほうに書いてありますが、適切な体制が整備されれば遠隔監視の実現は可能であることがわかりました。それも限界時間というのがありまして、9分、この時間内に実際に活動ができるといったところに遠隔監視場所を設置することができれば、パターン2のほうではどのようなことを検討したかといいますと、当然、監視対象物には防災センター要員がおりますが、この方々が初期消火等で対応している間、防災センターが無人化をする、そこに遠隔監視場所から駆けつけていくという、これがパターン2です。

パターン3は、防災センターには人はおりませんということで、そこに何かあれば遠隔監視場所から駆けつけていくという形で、何とかするのではないかということですが、その間に、問題は、防災センター自体に人がいなくなる。何か火災が発生しても人がいないといったことが生じる。そこが今後一番の問題となろうということです。もう一つの問題が、遠隔監視を行っている場合、119番通報が遅れる可能性が出てくるということで、ここの部分を、いかに早く119番通報するかといったような課題も上がってきています。

ということで、これらを受けて、課題1の提言としては、デジタル技術等の導入により防災センター要員の対応行動の合理化を推進すべき。2つ目が、デジタル技術の妥当性は第三者機関の防災センター評価で判断すべき。3つ目、自衛消防活動の検証を定期的に実施し、専門家の助言を受けるべき、という提言になります。課題2のほうですが、遠隔監視の基準を整備し、防災センター要員の配置の最適化を図るべき。それから、防災センター要員到着前に消防隊が遅滞なく活動開始できる対策を講じるべき。3番目が、早期に119番通報する対策を講じるべき、ということの3つのテーマをそれぞれ策定いただいております。

続きまして「無人や少人数で管理・運営する施設の防火管理のあり方」ですが、こちら、背景としては、人手不足で、最近、営業中に従業員を配置しない関係者不在施設が増加してきております。例えば、24時間のジム、レンタルオフィス等があるかと思います。そこで、もう一つが、人的管理を前提とした防火管理が本来の姿なんです。関係者不在施設ではそれが困難になる。その場合、課題がどこにあるのかを明確にして、実効性のある対策が取れないかという検討を行いました。

まず、こちらの調査を行っております。関係者不在施設はどういう実態があるのか、その課題は何なの

かということ、ヒアリング等を通じて調査を行いました。その結果、関係者不在施設は2つのグループに大別されます。下の表にありますように、短時間利用グループ、長時間利用グループそれぞれについて火災発生時のリスクとか取るべき対応が異なる。対策については、実際には利用形態ごとに取らなければならないという一般的な結論になっております。

それでは「関係者不在施設の防火管理の課題」ということで、3つ目を見ていただきますと、こちらは何が問題なのか。日常の自主検査自体、実施が困難である。自主検査は目視で行いますが、管理者がいないので、巡回をしてこの検査を行っていただく人を要しているという状況です。複数棟を管理しなければならないので、その方の負担が非常に多いということになります。もう一つが、災害時、何かあったときに初期対応の要員が不在である。火災の発見、通報、消火、避難がなかなか難しいというのが実態になります。

それに対してどうあるべきか。それぞれについて提言を設けています。まず1つ目の、自主検査のほうですが、こちらは「実効性のある防火管理体制を確立するべきである」。自主検査の実施のパターンとして、例えば、清掃業者等を活用して点検を行っていただき、実効性を確保していくとか、先ほど述べたデジタル技術を活用する。監視カメラとかセンサーを利用して効率的な点検を行っていくことが必要なのではないか、ということです。2つ目の課題に関しては「災害時の対応体制を整備すべき」。発見や通報、初期消火、避難、消防隊活動支援を強化していかなければいけない。具体的には迅速に対応できる体制を構築していくこと。それから、利用者が初期消火を行うことが必要になってきますが、その場合でも安全性を確保する対策が取られていくべき、というような提言になっております。

今後は、これらの提言を踏まえて、関係者不在施設に係る防火設計、防火安全対策ガイドラインというものを策定していくことになろうかと思います。これは行政指導の指針として関係者への指導に活用し、業界団体を通じて関係者に周知・徹底を図っていくことが必要になろうかと思います。

最後ですが、新しい使用形態、オールスタンディングの形式の劇場等の客席基準のあり方をどうすべきかということで検討を行いました。背景としては、最近、オールスタンディング形式の大規模なイベントが出てきております。こちらは条例による規制がないので、行政指導で対応を行っているという状況です。

その中で現行の基準を見ていただきますと、屋内では、スタンディング場所は客席の後方で、奥行き1.5メートル以下。立見専用は2.4メートル以下とすることで、全席立席を想定しておりません。この状態に対して、先ほど行政指導と申し上げましたが、幅5メートル、奥行き2.4メートル、12㎡の中に、1㎡に2人、1ブロック24人という指導をしていて、これも実態とかなり乖離しているところがございます。

そこで、実際のところどうなのかということで、避難実験を2回行っております。1回目は150人、2回目は250人です。1回目の結果からは、細かな手すりはいらないが、群衆整理のためには手すり自体は実際には必要でしょうと。250人のほうの実験では、250人程度であれば避難は許容できる程度になるだろうということで、1㎡4人ぐらいが望ましい。4人はオーケーであろう。手すりが有効であることとか、あるいは、密度で避難の違いが出てくるという結果を受けて、次の提言に至っております。

こちらは提言ですが、実証実験で安全が確認された内容や実態調査の結果に基づいて、5つの基準を新たに火災予防条例に整備すべき。立席を設ける部分は250人以下ごとに手すり等により区画をする。立席区画は2つ以上の出入り口に避難上有効に接続する。客席に段差を設けてはならない。劇場等の関係者は客席の定員が1㎡当たり4人以下となるように定員の管理に努める。劇場の関係者は避難誘導計画を作成するという5つの基準。これは、従前から法令により劇場等に義務づけられていた消防用設備等の設置等の防火安全対策が講じられていることが前提となるということになっておりましたので、注意いただければと思います。

その他留意点としまして、アリーナ等の大規模空間でオールスタンディング形式のイベントを実施する場合、こちらは一律の基準を適用することが困難と考えられるので、避難シミュレーションとか安全対策の状況を踏まえて個別の検討で特例を認めていくことが必要でしょう、ということになろうかと思います。ただし、既存のオールスタンディング形式の施設につきましては、原則としては新基準を適用しない。それから、既存のイベントスペースを活用して可搬式の手すり等を用いてオールスタンディング形式で使用する場合は、新基準を適用する必要があるというふうな区分をしております。こちらは、令和7年度に火災予防条例の改正を進めるべく検討をすることにしております。

以上でございます。ご清聴ありがとうございました。

【議長】

ありがとうございました。引き続き、地震対策部会長、お願いいたします。

【地震対策部会長】

よろしくお願いします。地震対策部会の答申概要についてご説明をさせていただきます。今回の諮問事項ですが、「多様化するライフスタイルと居住形態の変化を踏まえた地震時の自助・共助対策」ということで、この間、東京の街の進み方というのが変化してきております。

次のページをめくっていただきたいと思います。既に都内の70%の人がマンションに居住しています。900万人。そして、単身世帯はちょうど50%です。加えて、都内の約17%が共稼ぎ世帯ですが、単身世帯と高齢者世帯を除けば、かなり高い割合の方が共働き世帯になっています。

こうした変化を踏まえて、これまで行われてきた自助・共助の対策にある種のパラダイムシフトが必要であろうということで、今回の諮問に対する答申がつくられております。目標として、事前の災害への備えを地域ぐるみで行うこと、災害後の災害対応も地域ぐるみで自律的に対応できるようにしていくこと、そしてそうすることで、消防の負担を軽減し、消防のマンパワー不足も同時に解消することを掲げ、そういった地域社会を目指していくべしということが今回の答申になっております。

次のページは、全体の概要を示したものになっております。上段を見ていただくと、まず社会の実態調査を行っております。実態調査をした上で仮説を立てて検証をしていきました。このプロセスを通して3つの提言を行っております。

提言の1つ目は、自助力の向上です。前述の900万人のマンション居住者、つまり、社会のメジャーを占めるマンションの居住者に対して効果的な啓発を行っていくことが提言になっております。1つ目が、大きく言うと、効率的なマンション向けの啓発を行っていくこと。2つ目が、関連機関、市・区と連携して啓発を行うこと。3点目が、民間事業者を経由した啓発を行っていくことです。あとで細かく説明しますが、大きくこの3つが提言の内容になっております。

一方で、提言2は、共助です。これまで町会を主要なチャンネルとして防災訓練などを実施してきたわけですが、町会加入率は極めて低下した上に地域コミュニティへの帰属意識も希薄化している。加えて、町会そのものの力が大分弱くなっているというのが現状にあります。このような状況の下では、町会へのアプローチだけではなかなか社会全体にリーチしなければ効果的な動きにもつながっていかないという事実があります。このことを踏まえて、新しい形の共助というものを今後つくり上げていく必要があるというのが主旨になります。

そのキーワードは、地域連携です。地域にある様々な組織、あるいは民間企業を含めた舞台、そういったと

ころと地域連携を行うことで相乗効果を生み出して、共助力を高めていこうというのが提言2の内容になります。それに合わせて、消防の地域での役割、機能というものも当然変わっていかなければいけない。ある意味の消防のパラダイムシフトというものもこの提言の中には含まれています。

そして、最下段、提言3として、こういったことを進めていくに当たっては、それを円滑に進めていくための支援ツールが必要であるという内容となります。幾つかケーススタディ的にツールとしての資料を作成しております。以上が全体の概要となります。

順番に、各章に沿って説明してまいりたいと思います。まず、2、3章目は実態調査です。都内在住者4000人に対してインターネット調査を行っております。その目的は、主にニーズの把握、それから住民の特性の把握です。その結果については、統計で表れていたような単身世帯が多いとか共稼ぎ世帯が多いというのは、当然読み取れるわけですが、町会、自治会を中心とした活動に余り関心を持っていないということが明らかになりました。

その他には、最近の時代の流れを反映して、ウェブページとか動画とかいった新しい技術、メディアの効果が有効であることが確認されました。それから、ヒアリング調査も行っております。これは消防署と、従来の町会、自治会、それから、消防署とつながりのない新たな団体として、企業、NPO法人などを対象としたヒアリング調査を行っております。消防署に関しては、町会、自治会の数に対して職員が不足していること、あとは、人事異動などもあって、地域と消防署との関係がなかなか高いレベルで維持できないことが課題として明らかになった。そして、町会、自治会に対しては、先ほど申しましたとおり弱体化していることが改めて明らかになりました。

一方、これまで消防署とつながりのなかった企業とかNPO法人の中にも、潜在的に防災に対する関心が極めて高く、「活動したい」という希望をもっている組織も多くみられることが分かりました。ですから、ちょうど、町会の弱体化と、これまで地域防災の中で余り表に出てこなかった地域にある民間団体とうまく連携することによって、相乗効果が生まれるのではなかろうかということが、このヒアリング調査から分かりました。その上で、今後の自助・共助の力を高めていくためには、次のページで、3つのやり方がありそうだという仮説を立てて、このあと検証が行われました。

1つ目が、マンションへのアプローチです。そして、2つ目、3つ目が、地域内の連携を促進することで共助力を高めていこうとするアプローチです。真ん中の段は、町会主導型のアプローチ。下の段は、町会主導ではなくて、地域の企業などの地域貢献といったものからのアプローチというものがあり得るという仮説を立てました。そして、そのあと検証作業を行っております。

次は第5章となります。ここでは、マンションを対象に実際に訓練するという検証を行いました。3つの事例で検証を行っています。検証内容は、防災の啓発、それから訓練の2つをセットにしております。まず1つ目の検証では、啓発、訓練ともに全て消防署が行いました。消防署が講話で啓発して、消防署が実技訓練を行いました。もちろん効果はありますが、マンションの数を考えると消防職員では人手が足りないために実施することは困難であることは明らかです。2棟目は、省力化を図るため、講話に代えて動画にしました。実技訓練は消防署がすることとし、そして3棟目は、啓発に関してもマンション管理会社に依頼することとしました。

その結果、マンション管理会社でも一定の効果があることが今回明らかになりました。ただし、こういう訓練を進めていくためには、マンションに特化したコンテンツをきちんとつくっていくことと、あとは、マンション管理会社も消防署ほどプロフェッショナルではないので、それを補うような、支援する資料が必要だということが分かりました。

次がヒアリングです。マンションに関しては、対象がたくさんあるため、消防署だけではやり切れないという課題がありました。このことをふまえて、自治体との連携をまず考えました。ヒアリングによると、今、東京都区市町村は、避難所問題では在宅避難、特にマンション居住者に対して在宅避難が推し進められています。そういった類似の市区町村の事業と消防署の啓発をセットで行っていかれるかどうかという可能性についてヒアリングを行いました。その結果、これはぜひやっていくべしという結論が出ました。もう一つは、事業所経由の啓発です。事業所からの、従業員教育の一環として、マンション居住者に対する啓発を行っていくアプローチです。これは事業者側から見ると、BCPの一環として位置づけることが可能です。BCPの第一歩は従業員の自宅の安全が確保されていることである。したがって、マンション居住者に対する啓発イコールBCPの第一歩という位置づけで、事業所経由で啓発に可能性を見出しました。東京商工会議所のヒアリングからその可能性の高さが示唆されました。マンション居住者900万人を全てにリーチしようとする場合、地域の消防署からのアプローチだけではなく、勤め先経由のアプローチという新しいルートをつくっていくことが重要であるという結論になりました。

そして第6章です。こちらは、共助の強化ということになります。2つ大きく仮説を立てています。地域コミュニティが主導して地域連携を図るアプローチで、「地域コミュニティ主導型地域連携」と名づけています。もう一つは、地元の企業などの団体と地域連携を図るもので、「地元企業等団体貢献型」と名づけています。それぞれ2つの事例でその有効性の検証を行っています。

前者については、1つ目は青少年育成委員会が主導した事例です。これは人的ネットワーク的には町会の人たちとつながっている組織になっています。そこと地元中学校が連携して、総合防災競技大会というイベントを行っています。2つ目は震災救護所運営連絡会を主軸とした事例です。これは町会がメンバーとして入っています。連絡会と地元の建設産業組合が連携して訓練を行っています。これはいずれも非常に評判が高かったという結論になっています。右側に連携のきっかけから消防署の関与に関する評価までざっと書いてありますが、高く評価されました。

一番上の「連携のきっかけ」のところにあり、このイベントは、消防署がキーとなって開催されたということが1つのポイントでした。また、中学生からの評価が非常に高く、今後も活動していきたいという声が多くみられました。次に、建設産業組合に関しては、競技の担い手としての役割が相当期待されていることが挙げられます。いずれの組織についても、都下、各地域にありますので、ほかの地区での展開の可能性は十分にあるという結論されます。これは一つのモデルとして今後の展開を礎となると捉えられます。

そして2つ目のタイプです。次のページの「地元企業等団体貢献型」の地域連携です。ここでも2つ検証しております。1つは、地元密着のスポーツクラブの事例です。フィットネスクラブです。それからもう1つが公園協会です。都立公園を管理している公園協会と地元との連携です。前者との違いは、主体が地域コミュニティではなく、スポーツクラブや公園協会側にある点です。これに関しても、先ほどの連携のきっかけから消防署の関与に関する評価まで、いろいろ高い評価が得られました。連携のきっかけに関しては、ここでもやはり消防署がきちんと察知しているということが非常に重要なポイントになっていました。

最後に審議Ⅲについて説明します。こういった自助の強化、共助の強化を支える資料の作成について、その次のページに掲載されています。2つの資料を作成しました。1つは、地域のグルーピングの分析です。市街地のリスク特性、それから社会的特性で、都内を分析しています。マクロにみれば、マンション居住者900万人、単身世帯過半という状況ですが、地域によって相当差異があります。自分たちの地域がどういう地域なのかということを消防署職員自体が理解した上で、それぞれの地域特性に応じた方法を考えていく必要がありますので、そのための資料として準備されています。

そして②が「地域の防災資料」です。3つ要素で構成されています。1つが「地域防災診断表」です。市街地のリスクに関する資料となります。2つ目が「市街地リスク地図」で、地域のリスクをマップ化したものとなります。3番目が、自分の地域がどういう特性を持っているかの一覧で、社会特性、人口特性、事業所の特性等が掲載されたものを準備しています。こういったものがあると、消防職員自身が自分の地域を知るというだけではなくて、住民から相談されたときに、この資料をベースにきちんと相談に乗ることができるようになることを意図しています。

加えて、自分のところの地域の特性を踏まえて、どのような地域連携を進めればいいのか、どのような事業の啓発活動を進めていけばいいのか、ということを考えるための素材になっていると位置づけています。

そして、最後、提言をкаいつまんで説明してまいりたいと思います。本文のには数多くの提言を書いておりますが、ここでは抜粋されたものが掲載されています。

まず、8章の「提言Ⅰ」、①、②は、マンションに特化したコンテンツをつくっていくべしという内容です。①番は、防災訓練のコンテンツです。②番目は、啓発資料のコンテンツです。ただし、マンションも非常に形態が多様ですので、マンションの形態の多様性にも対応したコンテンツを準備しておくべしというのが、①、②番になります。③番目が「消防機関以外の団体等と連携した推進を行うべき」。1つは、管理会社との連携の必要性です。加えて、区市町村との連携の必要です。④は、先ほど説明したとおり、企業の従業員。企業経由で従業員を啓発し、結果として自助の向上につなげていく必要があるということです。

そして、次のページです。第8章「提言Ⅱ」です。①から④までございます。①は、これまでは町会一辺倒というか、町会にアプローチするというのが定型でしたが、今後は、そうではなくて地域ぐるみで共助をつくり上げていくことが必要である。そういう形に転換を図る必要があるということです。②に関しては、効果的な地域連携を行うために、こういった6つの要素を持つような組織と連携すると、より高い相乗効果が得られることを述べています。③は、きっかけのパターンを把握する必要があることです。きっかけのパターンを把握して、要は、チャンスを見逃さないという姿勢が消防署に必要であるということです。④は、連携でき得る団体の特徴から見て団体を発掘するというアプローチで、連携できる民間団体を常に探すというか、探せるようにアンテナを常に高く上げておくことが必要であることを述べています。つまり、連携するチャンスを増やしていくことが必要だということです。そして、⑤、⑥、⑦、⑧が、消防に期待される地域連携推進方策について述べています。⑤番目は、これまで町会相手の防災訓練というのがメジャーだったわけですが、そうではなくて、地域連携にしていくことを挙げています。このパラダイムシフトを周知徹底し、職員の意識転換を図っていく必要があること、それに備えた推進体制をつくっていく必要があることを述べています。それから⑥番は、それを進めていくための資料をきちんと準備しておくべしということで、先ほど来、申し上げたように、動画の作成とか、地域に関する様々な特性を理解するための資料が相当します。実際、実践してみると様々な知見の蓄積が今後図られると思いますので、そういった経験の蓄積を共有することでさらに好循環を生み出していく必要があります。先ほど地域診断図の説明をしましたが、そこには、経験の蓄積を図るリストもつくられる予定になっています。そして⑦番目は、区市町村との連携強化のための体制を整備すべきということです。そして最後、⑧番目です。民間団体に対して消防が能動的に働きかけを行う。これは事業所も、マンション管理会社も、それから、⑦番の区市町村も、そういう能動的な働きかけをすることで、結果的には災害時に消防のマnpワを本当に必要なところに振り向けることができるようになると考えられます。この意味において、事前、事後を含めて、より高効率、効果的な消防行政に資するということになります。最後のページは、これは前に出したものですが、全体の構成となっております。

以上で終了させていただきます。どうもありがとうございました。

【議長】

ただいま両部会の答申案について説明がございました。ここで、ご質問やご意見などありましたらお願いいたします。

【委員】

貴重なご説明をありがとうございました。前半のほうの人命安全対策部会のほうで2つ目ですが、無人や少人数で管理・運営する施設の防火管理のあり方ということで貴重なご説明をいただきました。その内容に関しては非常に筋の通ったものであるというふうに理解しております。

1点、細かい質問で恐縮ですが、無人や少人数ということで、無人のほうは当然理解できるのですが、少人数に関してはどういう定義といいますか、考え方かということ。たしか以前の会議の際も質問させていただいたことがあるんですが、そこら辺のところを念のため、方針といいますか、教えていただければと思いますので。よろしくお願いいたします。

【議長】

では、事務局から。

【事務局】

それでは、こちらは事務局からご回答させていただきます。ご質問をありがとうございます。先ほどお話しいただきました無人や少人数でということで、関係者不在施設の防火管理のあり方につきましてどのような取決めがあるのかということかと思いますが、あくまでも今回の話の中では、無人で経営される部分につきまして検討を進めていただいたと認識しております。

少人数ということであれば、そこにはある一定の関係者の方がいらっしゃるということで、防火安全面でのリスクが全く異なってくるということから、今回は無人というものにクローズアップして答申をいただいたと認識しております。いかがでしょうか。

【委員】

ご説明に関しては理解いたしました。今ご説明いただいた内容は、最終的な報告書といいますか、本文のほうには書いてくださっていますでしょうか。

【事務局】

答申案のほうで、そちらのほうは説明させていただいているところでございます。

【委員】

承知しました。ありがとうございました。

【議長】

ほかに、ご質問、ご意見はございますでしょうか。リモート参加の方も、ないですね。それでは、質問、ご意見は出尽くしたと思いますので、答申案について採決を行いたいと思います。

7 採決

人命安全対策部会の答申(案)及び地震対策部会の答申(案)について、採決が行われ、出席委員全員の賛成により承認された。

8 答申

人命安全対策部会と地震対策部会で審議された内容について、火災予防審議会会長から消防総監へ答申された。

9 挨拶

- (1) 火災予防審議会会長
- (2) 消防総監
- (3) 東京都議会警察消防委員会委員長

10 閉会